



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課） 1
- 救急病院の申出の撤回（医療政策課） 1
- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定・2件（水産課） 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 3
- 県道の供用の開始（道路管理課） 3

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（学校人事課） 4

収用委員会事項

- 収用及び使用の裁決手続開始の決定・4件 4
- 収用の裁決手続開始の決定 7
- 使用の裁決手続開始の決定・5件 7

告 示

沖縄県告示第387号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年10月 5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立八重山病院	石垣市字真栄里584番地1	沖縄県	平成30年10月 1日	平成33年 9月30日

沖縄県告示第388号

次の病院の開設者から救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

平成30年10月 5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	申出の撤回年月日
沖縄県立八重山病院	石垣市字大川732番地	沖縄県	平成30年 9月30日

沖縄県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市入江東地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地計画について

て、平成30年9月25日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成30年10月5日から同年11月2日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第390号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年10月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
国頭加入区	主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数10トン以上の漁船を使用して行うソデイカ旗流し漁業)	国頭村字辺土名2140番地7 比嘉行三 国頭村字安田114番地11 大城佑二

沖縄県告示第391号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年10月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
伊是名第1加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	伊是名村字伊是名3504番地71 山内靖昭 伊是名村字伊是名3504番地106 東江吉信
伊是名第2加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	伊是名村字内花3051番地81 仲村徳弘 伊是名村字内花3051番地61 末吉光勇
伊是名第3加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	伊是名村字勢理客2613番地 名嘉玉夫 伊是名村字勢理客2760番地 名嘉治市
伊是名第4加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	伊是名村字諸見120番地 喜納伸 伊是名村字仲田492番地1 前川国清
伊江加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	伊江村字川平297番地 下門善一 伊江村字川平339番地5 宮里一輝
本部加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	本部町字健堅1015番地 国吉照清 本部町字備瀬546番地 天久晴樹
恩納第1加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	恩納村字瀬良垣923番地1 松田安文 恩納村字瀬良垣2136番地 銘苅宗和
恩納第2加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	恩納村字恩納2548番地 伊芸安次 恩納村字恩納426番地1 當真正守

恩納第3加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	恩納村字前兼久23番地 當山正晃 恩納村字前兼久40番地 町田宗詢
恩納第4加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	恩納村字仲泊245番地 山内弘 恩納村字山田234番地1 富着圭
恩納第5加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	恩納村字真栄田38番地1 安富祖敏郎 恩納村字真栄田1509番地 棚原潤
久米島加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	久米島町字仲村渠102番地1 仲与志勇 久米島町字阿嘉156番地5 古堅隆
八重山第1加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	石垣市字登野城43番地 満名宏亮 石垣市八島町二丁目4番地2市営住宅202号 砂川政信
宜野座第1加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	宜野座村字562番地2 コンフォーティアY. S. P202号 小渡實 宜野座村字宜野座139番地3 仲地道夫
宜野座第2加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	宜野座村字松田2629番地14 山川和史 宜野座村字松田2627番地C o o p - U106号 金城晃
金武加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	金武町字金武825番地 仲間忠雄 金武町字金武542番地 屋比久健

沖縄県告示第392号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年10月5日から同月19日まで与那城町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年10月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 うるま市与那城伊計181番地 金城正太、うるま市与那城桃原187番地 喜納政昭
- 2 加入区 与那城加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 与那城町漁業協同組合

沖縄県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年10月5日から同月18日まで一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 名護運天港線
- 2 供用開始の区間 今帰仁村字仲宗根96番5から今帰仁村字仲宗根810番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年10月5日

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年10月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 県立学校勤務管理システム導入業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁学校人事課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成30年8月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社国建システム 那覇市久茂地1丁目2番20号
- 5 落札金額 62,424,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成30年7月17日

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第14号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年10月5日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市字世富慶前平原地内から同市字数久田平良石原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）	備考
			登記簿	実測			
名護市字数久田福地原	505番	畑	652	653.59	222.56	21.21 23.93	注1 注2 注3

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のR4K0、R26、R5K0、KD370、L2-1K0、L37、L2K0、SK511及びR4K0の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注2 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の1R5K0、R5K0、R26、R4K0、1R4K0、SR15及び1R5K0の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注3 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のL2K0、L37、L2-1K0、SL13K、SL13、SL12K、SK247及びL2K0の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
所有者不明ただし、登記名義人亡玉城清正の法定相続人玉城清春 又は 玉城正春 又は 玉城清和 又は 玉城勝夫 又は 武田千春 又は 富里優太 又は	名護市字数久田58番地 大阪府八尾市南久宝寺二丁目58番地の28 名護市字数久田339番地3 名護市字数久田507番地 愛知県岡崎市鹿勝川町字仲田17番地1 那覇市字与儀364番地2

富里健二 又は 富里江利香 又は 富里綾香	那覇市字上間224番地6うえまハウス201 名護市字辺野古1009番地7児童養護施設なごみ 沖縄市知花六丁目34番23号美さと児童園
-----------------------------------	--

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
玉城清春	名護市字数久田58番地	使用貸借権
玉城勝夫	名護市字数久田507番地	使用貸借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年9月13日

沖縄県収用委員会告示第15号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年10月5日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市字世富慶前平原地内から同市字数久田平良石原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）	備考
			登記簿	実測			
名護市字数久田福地原	507番2	宅地	122.94	122.95	44.26	9.04	注1 注2

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のR5-1K0、R27、R6K0、425K1、426及びR5-1K0の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注2 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の1R6K0、R6K0、R27、R5-1K0、1R5-1K0、SR16及び1R6K0の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
玉城正春	大阪府八尾市南久宝寺二丁目58番地の28

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
玉城清春	名護市字数久田58番地	使用貸借権
玉城勝夫	名護市字数久田507番地	使用貸借権
玉城清文	名護市字数久田507番地2	使用貸借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年9月13日

沖縄県収用委員会告示第16号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年10月5日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市字世富慶前平原地内から同市字数久田平良石原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）	備考
			登記簿	実測			
名護市字数久田福地原	508番	宅地	142.54	142.67	34.36	11.23	注1 注2

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のR7K0、429、430、431、425K1、R6K0及びR7K0の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注2 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の1R7K0、R7K0、R6K0、1R6K0及び1R7K0の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
玉城正春	大阪府八尾市南久宝寺二丁目58番地の28

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
玉城勝夫	名護市字数久田507番地	使用貸借権
玉城清文	名護市字数久田507番地2	使用貸借権

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年9月13日

沖縄県収用委員会告示第17号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年10月5日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市字世富慶前平原地内から同市字数久田平良石原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測			
名護市字数久田福地原	508番5	畑	宅地	30	30.59	30.45	0.14	注1 注2

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のL3K0、L2-2K0、426、425K1、431、432P及びL3K0の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注2 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のL2-2K0、L3K0、433P及びL2-2K0の各点を順次結ぶ

直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
玉城ハル	名護市字数久田453番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
玉城清文	名護市字数久田507番地2	使用貸借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年9月13日

沖縄県収用委員会告示第18号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年10月5日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市字世富慶前平原地内から同市字数久田平良石原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
名護市字数久田福地原	508番9	宅地	22.62	22.61	22.61

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
玉城清春	名護市字数久田58番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
玉城清文	名護市字数久田507番地2	使用貸借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年9月13日

沖縄県収用委員会告示第19号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年10月5日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市普天間二丁目	526番6	宅地	149.76	149.76	149.76

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
屋宜勝	うるま市宇西原753番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年9月13日

沖縄県収用委員会告示第20号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年10月5日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市宇喜友名前原	334番	雑種地	519	519.11	519.11

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
幸地道人	沖縄市比屋根六丁目24番18号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年9月13日

沖縄県収用委員会告示第21号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年10月5日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市字新城東原	148番	畑	478	478.47	478.47

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
田場典信	宜野湾市野嵩二丁目26番12号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年9月13日

沖縄県収用委員会告示第22号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年10月5日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市字宜野湾大嶺原	1008番1	畑	2,790	2,790.08	2,790.08
宜野湾市字宜野湾下原	1074番	墓地	264	264.22	264.22

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
渡慶次功	福岡県柳川市坂本町16番地13

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年9月13日

沖縄県収用委員会告示第23号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年10月5日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する那覇港湾施設の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
那覇市垣花町1丁目	25番3	雑種地	294	294.00	294.00

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
平良眞秀	神奈川県横浜市栄区野七里二丁目16番28号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年9月13日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--